

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和7年3月18日

群馬県知事 あて

申請者

ふりがな とうきょうとしぶやくせんだがや
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号

ふりがな にっぽんかもつてつどう
氏名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (050) 2017-4047

郵便番号 151-0051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	産業廃棄物収集運搬業（積替え 保管を除く） ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類（以上13種類）（①、②、③、④、⑤、⑩、⑪水銀使用製品産業廃棄物を含み、②、④水銀含有ばいじん等を含む） ① ⑫
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-26 日本貨物鉄道株式会社北関東支店高崎 電話番号 (050) 2017-4196 事業場 〒370-1204 群馬県高崎市東中里町65 日本貨物鉄道株式会社 倉賀野駅 電話番号 (027) 346-2698
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管は行わない
※ 事 務 処 理 欄	

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日 令和 2年 4月 1日

許可の有効期限 令和 7年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉋さい、⑬がれき類（以上13種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成12年 1月21日 新規許可

平成17年 1月21日 更新許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成22年	1月21日	更新許可
平成27年	1月21日	更新許可
平成28年	5月23日	変更許可
令和2年	4月1日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無